

プロジェクト 税効果会計

項目 本日の検討の概要

検討の経緯

1. これまで、繰延税金資産の回収可能性に関わるグループ 2 の論点（監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第 66 号」という。）に関わる論点を含む。）について、第 290 回企業会計基準委員会（2014 年 6 月 26 日）及び第 5 回専門委員会（以下「専門委員会」という。）（2014 年 6 月 18 日）から検討を行ってきた。
2. 第 298 回企業会計基準委員会（2014 年 10 月 23 日）及び第 10 回専門委員会からは、第 297 回企業会計基準委員会（2014 年 10 月 10 日）及び第 9 回専門委員会（2014 年 10 月 22 日）までの議論を踏まえ、監査委員会報告第 66 号に関する論点に対する具体的な対応案を審議している。
3. また、第 298 回企業会計基準委員会及び第 10 回専門委員会においては、今後の検討の進め方について、繰延税金資産の回収可能性に関連する実務指針を先行して移管することを提案し、大きい異論は聞かれていない。
4. 第 303 回企業会計基準委員会（2015 年 1 月 9 日）及び第 12 回専門委員会（2014 年 12 月 25 日）では、監査委員会報告第 66 号に関する具体的な対応案の方向性について、アプローチ 2 をベースとすることを提案し、大きい異論は聞かれていない。また、同専門委員会及び同企業会計基準委員会からは、仮にアプローチ 2 をベースとした適用指針の文案を審議している。

本日の審議事項

5. 本日は、第 304 回企業会計基準委員会（2015 年 1 月 23 日）及び第 13 回専門委員会（2015 年 1 月 16 日）までに聞かれた意見を踏まえ、引き続き、仮にアプローチ 2 をベースとした適用指針の文案について審議する（第 304 回企業会計基準委員会及び第 13 回専門委員会において聞かれた意見は審議事項(4)-3 に、第 14 回専門委員会において聞かれた意見は審議事項(4)-6 に記載している。）。

また、第 10 回専門委員会及び第 298 回企業会計基準委員会で議論した長期解消将来減算一時差異に関する論点及び、経過措置及び適用時期についても審議を行う。

- 仮にアプローチ 2 をベースとした適用指針の文案の検討（審議事項(4)-2）
- 長期解消将来減算一時差異に関する論点の検討（審議事項(4)-4）
- 経過措置及び適用時期の検討（審議事項(4)-5）

以 上